

桶川市スポーツ大会出場奨励金交付要綱

(平成17年教委告示第1号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツの推進と競技力向上を図るため、国際大会、全国大会、関東大会又はこれらに準ずる大会（以下「大会」という。）に出場する個人に対し、桶川市スポーツ大会出場奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付額)

第2条 奨励金の額は、別表のとおりとする。

(奨励金交付基準)

第3条 奨励金の交付基準は、次のとおりとする。

- (1) 小学生、中学生及び高校生においては、市内の小学校、中学校及び高等学校に在籍又は居住する者が大会に出場する場合
- (2) 一般においては、市内に在住又は在勤する者が大会に出場する場合
- (3) 国際大会を除き国内大会においては、各省庁主催及び公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体が主催する大会であり、県大会等の予選又は標準記録を通過して出場する場合
- (4) その他市長が必要と認めた場合

(奨励金の交付申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする者は、あらかじめ次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 様式第1号の桶川市スポーツ大会出場奨励金交付申請書
- (2) 大会プログラム又は大会プログラムに準ずる書類
- (3) 賞状又は賞状に準ずる書類
- (4) その他参考となる書類

(奨励金の交付等の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに当該申請の内容を

審査し、奨励金の交付の可否を決定したときは、様式第2号の桶川市スポーツ大会出場奨励金（交付・不交付）決定通知書により申請者に通知するものとする。

（奨励金の交付時期）

第6条 市長は、前条の規定により奨励金の交付を決定したときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

（実績報告）

第7条 奨励金の交付を受けた個人は、大会終了後、様式第3号の桶川市スポーツ大会出場奨励金実績報告書を市長に提出しなければならない。

（奨励金の返還）

第8条 市長は、奨励金の交付を受けた個人が次の各号の一に該当するときは、奨励金を返還させることができる。

(1) 大会への参加ができなくなったとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により奨励金を返還させるときは、様式第4号の桶川市スポーツ大会出場奨励金返還通知書により個人に通知するものとする。

（桶川市スポーツ功労顕彰への推薦）

第9条 第5条の規定により奨励金の交付を受けた者は、桶川市スポーツ功労顕彰要綱（平成24年桶川市告示第223号）第3条第1項の規定により被顕彰者に推薦するものとする。ただし、その者が第4条の申請をする際に当該推薦を希望しなかったときは、この限りではない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月27日教委告示第1号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月1日教委告示第14号）

この告示は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（平成30年2月1日教委告示第3号）

この告示は、平成30年2月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成31年4月1日教委告示第4号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月27日教委告示第 号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分		金 額
オリンピック大会又はパラ リンピック大会		1 人 につ き 5 0 , 0 0 0 円
海外で開 催する大 会	世界選手権大 会、アジア競技 大会、ユニバー シアード競技大 会、ジュニアオ リンピック大会 その他国際大会	1 人 につ き 1 0 , 0 0 0 円
国内で開 催する大 会	国際大会、国民 体育大会、全国 高等学校総合体 育大会、日本学 生選手権大会、 全日本選手権大 会その他全国大 会及び関東大会 等	桶川駅から大会会場の最寄り駅 までの距離が100km未満は、 1人につき2,000円、10 0km以上200km未満は、1人 につき4,000円、200km 以上は、1人につき6,000 円とする。ただし、小学生以下 の者は、上記金額の半額とす る。